

地方創生に係る包括連携に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、地方創生を推進するため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生に係る様々な分野での相互連携及び協力を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項について法令に反しない範囲で連携・協力するよう努めるものとする。

- （1）江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事
- （2）シティプロモーションの推進に資すること
- （3）地域の安心・安全に資すること
- （4）移住・定住促進に資すること
- （5）産業振興及び雇用創出に資すること
- （6）その他、地方創生の推進に資すること

2 前項各号に掲げる事項を実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において知り得た情報について、第2条各号に掲げる事項の連携・協力をするにあたり必要な限度で利用するものとする。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲と乙のいずれからも解約の申し入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 下記行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙の両者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀90
江南市

江南市長 澤田 和延

乙 愛知県名古屋市中区千代田5-7-5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 愛知北支店

支店長 高井 英行